

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、これまで国の「男女共同参画社会基本法」や「石川県男女共同参画推進条例」に規定する県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン 2021」に基づき、すべての人が性別による差別的取扱いをされることなく、個性と能力を発揮する機会や社会の対等な構成員として、政策や方針決定に共同して参画する機会が得られるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に推進してきました。

今般、現行プランの策定から5年を迎え、本県の現状を見ると、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、女性管理職率は全国38位となっており、方針等の立案決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。子育てや介護をはじめとしたライフイベントに際し、女性に負担が偏ることによる仕事と家庭の両立のしづらさや、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行から、女性のキャリア形成が困難となる状況も伺えることから、家庭内の理解・協力や、職場においてはライフステージに応じた働きやすさの配慮が求められています。

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、安全かつ安心して暮らせることが不可欠ですが、性犯罪、性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が、それを妨げる大きな要因となっています。暴力は、個人の尊厳を踏みにじるとともに、加害者との関係性から誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいという側面もあり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。近年は、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しています。

経済社会においては、男女が置かれた状況の違いから、女性は経済的困難や教育・就労の機会の不平等、地域社会での孤立等、様々な困難に陥りやすいことが懸念されるほか、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨では、避難所等で女性に配慮した対応が十分とはいえない状況だったことから、男女共同参画の視点を取り入れた防災等の取組について課題が浮き彫りとなり、平常時からの一層の取組の重要性も指摘されております。

こうした背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）(*1)が存在し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組において、大きな障壁となっています。無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、往々にして幼少の頃から親や学校の先生を含めた身近な人間関係やSNS・メディアなど、周囲からの様々な影響を受けることで形成されることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であるとともに、成人に対しても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

本計画は、これらの現状や、国が策定する男女共同参画基本計画も踏まえ、すべての人が自分らしく生きられるよう、あらゆる分野において誰もが個性と能力を発揮する機会が与えられ、健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして寄り添い配慮するとともに、多様な価値観を相互に理解し合う社会を目指し、新たに策定し、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

*1 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

これまでの経験や見聞きしてきたことなどを通じて形成された自分自身が気付いていない偏ったものの見方。（内閣府男女共同参画局ホームページより）

2 計画の性格と役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示しています。

本計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が活かされるよう、積極的に取組を推進します。

また、国に対して、県の取組に対する積極的な支援・協力を求めるとともに、市町に対して、本計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけます。

さらに、県民や事業者に対しては、本計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合には、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。